

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2025年1月29日付第59号

モスクワ

外国製軍用品の第三国への再輸出または譲渡の際のロシア連邦の誓約について

ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 以下の添付文書を承認する：

外国製軍用品の第三国への再輸出または譲渡の際のロシア連邦の誓約およびその入手申請書の内容に対する要求；

外国製軍用品の第三国への再輸出または譲渡の際のロシア連邦の誓約の入手のための文書の提出に係わる諸規則；

2. 本決定はそれが公布された日を以て発効する。

ロシア連邦政府議長 M.ミシュスチン

2025年1月29日付
ロシア連邦政府
決定第59号により
承認

外国製軍用品の第三国への再輸出または譲渡の際のロシア連邦の誓約および
その入手申請書の内容に対する

要求

I. 総則

1. 本要求において使用される用語の意味は以下の通りとする：

「外国製軍用品の第三国への再輸出または譲渡の際のロシア連邦の誓約」－ロシア連邦が、計画されている軍用品の再輸出先または譲渡先である外国国家に対して、その国家が他の国々へのさらなる再輸出または譲渡を行うことへの同意を、ロシア連邦への軍用品の輸出元である外国国家の同意なしには与えないという誓約を内容とする文書；

「買手」－ロシア連邦の法令にもとづき軍用品に関して外国貿易活動を行う権利を有し、外国製軍用品の購入に関する契約を納入者と締結したロシアの組織；

「納入者」－自国の法令にもとづき軍用品について外国貿易活動を行う権利を有し、買手との間で外国製軍用品の納入に関する契約を締結した外国国家の管轄機関または外国の法人または自然人；

「使用者」－輸入された外国製軍用品を必要とする、軍用品の開発・生産者であるロシアの組織；

「製品のエンドユーザー」－ロシア連邦から外国製軍用品が再輸出または譲渡される先の外国国家；

「外国国家の管轄機関」－自国の法令によって軍用品の輸出に関して決定を採択する権限を付与されている国家機関；

「外国製軍用品」－外国国家に帰属する軍用品。

II. 外国製軍用品を第三国に再輸出または譲渡する際のロシア連邦の誓約の内容に対する要求

2. 外国製軍用品を第三国に再輸出または譲渡する際のロシア連邦の誓約（以下、「ロシア連邦の誓約」）は附属書No. 1 の書式により 1 部作成される。

3. ロシア連邦の誓約は番号付きの用紙に記載され、連邦軍事技術協力局長または同人から権限を付与された役職者が署名し、同局の印章によって証明される。

4. ロシア連邦の誓約の番号は10桁の数字で、以下のように構成される：

1～5 番目の数字－全ロシア国家権力・管理機関分類OK 006-2011による、ロシア連邦の誓約を発行したロシア連邦管轄機関のコード番号の数字；

6 番目および 7 番目の数字－ロシア連邦の誓約の発行年の末尾 2 桁の数字；

8番目～10番目の数字－連邦軍事技術協力局が割り当てたロシア連邦の誓約の登録番号。

5．ロシア連邦の誓約は申請書に記載された情報にもとづいて記入される。

6．発効されたロシア連邦の誓約に変更を加える必要が生じた場合、当該の誓約は再発行されるものとする。

Ⅲ．外国製軍用品の第三国への再輸出または譲渡の際のロシア連邦の誓約の入手申請書の作成に対する要求

7．ロシア連邦の誓約の入手申請書（以下、「申請書」）は軍事技術協力主体である組織（以下、「申請者組織」）により附属書No. 2の書式によって作成される。

8．申請書は申請者組織の長または同人から権限を付与された者が署名するものとし、それらの署名の見本は申請者組織の印影見本とともに連邦軍事技術協力局に提出される。

外国製軍用品の第三国への再輸出
または譲渡の際のロシア連邦の誓約
およびその入手申請書の内容に対する
要求への
附属書No. 1

(書式)

外国製軍用品の第三国への再輸出または譲渡の際の
ロシア連邦の誓約

No. _____

モスクワ、20____年____月____日

ロシア連邦は _____ が
(買手名称)

_____ から
(納品者名称)

20____年 ____月 ____日付契約書No. _____ (あらゆる補足書を含む) にもとづいて入手し、
契約 _____ にもとづいて _____ に納入される軍用品について、
(外国国家名称)

_____ の同意を得ることなく、
(ロシア連邦への軍用品の輸出元である国家の名称)

_____ に対して、
(外国国家名称)

さらなる再輸出または譲渡を行うことへの同意を与えないことを確認する。

押印箇所

役職名 _____

姓・名・父称 _____

署名 _____

外国製軍用品の第三国への再輸出
または譲渡の際のロシア連邦の
誓約およびその入手申請書の
内容に対する諸要求への
附属書No. 2

(書式)

外国製軍用品の第三国への再輸出または譲渡の際の
ロシア連邦の誓約およびその入手
申請書

No. _____ 20____年____月____日

買手 _____
(名称および所在地)

納入者 _____
(名称および所在地)

使用者 _____
(名称および所在地)

製品のエンドユーザー _____
(全ロシア世界諸国分類にもとづく外国国家の略称)

外国製軍用品	計量単位	数量
--------	------	----

契約文書 _____
(契約文書の番号および日付)

補足情報 _____

申請者組織 _____
(申請者組織の名称、法定住所および全ロシア企業・組織分類コード)

役職名 _____
(申請者組織の権限を有する者の役職名)

姓・名・父称 _____
(申請者組織の権限を有する者の姓およびイニシャル)

署名 _____ 日付 _____

註：１．製品の名称、計量単位および数量は契約文書に記載されたものに一致していなければならない。

２．「外国製軍用品」の欄には、製品の名称（記号）が、必要な場合には設計書類および契約文書に対応した図面（10進法）番号を使用して、記載される。

３．「計量単位」の欄にはユーラシア経済連合対外経済活動統一商品一覧表の中の計量単位表による製品記号¹が記載される。

契約文書に記載された計量単位がユーラシア経済連合対外経済活動商品一覧表に存在しない場合、当該欄には計量単位の正式名称が記載される。必要に応じて、正式な計量単位名称を簡略化するために全ロシア計量単位分類OK 015-94 (MK 002-97)にもとづく計量単位記号が用いられる。

４．「数量」の欄には製品の数量（「計量単位」の欄に表記された計量単位で）が記載される。

５．「補足情報」の欄には、ロシア連邦の誓約の内容に係わる外国の管轄機関の要求を含む、ロシア連邦の誓約を作成するために必要な補足情報が記載される。

６．申請書の作成に際しては、法人の正式名称と、設立文書に定める略称のいずれを使用してもよい。

¹ 訳注：原文のусловное обозначение продукцииは、условное обозначение единицы измерения（計量単位記号）の誤記ではないかと思われませんが、原文通りに訳しました。

2025年1月29日付
ロシア連邦政府
決定第59号により
承認

外国製軍用品の第三国への再輸出または譲渡時の
ロシア連邦の誓約の入手のための文書の提出

規則

1. 本規則は、ロシア連邦が、計画されている軍用品の再輸出または譲渡先である外国国家に対して、その国家が他の国々へのさらなる再輸出または譲渡を行うことへの同意を、ロシア連邦への軍用品の輸出元である外国国家の同意なしには与えないという誓約（以下、「ロシア連邦の誓約」）を入手するための文書の提出手順を定めるものである。

2. ロシア連邦の誓約を入手するために、軍事技術協力の主体である組織（以下、「申請者組織」）により以下の文書が連邦軍事技術協力局に提出される：

- a) ロシア連邦の誓約入手申請書；
- b) 連邦軍事技術協力局に登録された、納入者および製品のエンドユーザーとの契約書（契約書または外国貿易活動を実行するという双方の意向を確認できるその他の文書）の写しまたはその抜粋；
- c) 使用者との契約書の写し；
- d) エンドユーザーの証明書（それがあある場合）；

3. ロシア連邦の誓約を入手するために提出される文書（文書の写し、文書の抜粋）が2枚以上のシートから成る場合、その文書を綴じ合わせ、番号を付し、各文書（文書の写し、文書の抜粋）の最後のシートの裏面にその旨を記述する。その記述は申請者組織の長または同人から権限を付与された者の署名によって証明され、当該組織の印章によって確認されるものとする。

4. 文書（文書の写し、文書の抜粋）は、ロシア連邦が誓約を発行する必要性の根拠を記載したレターを添付して、連邦軍事技術協力局に提出される。

5. 提出された文書に記載された情報の正しさに対する責任は申請者組織が負うものとする。